

2016年2月18日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第416号）

国家外貨管理局、 QFII の投資枠取得手続を簡素化 一定の限度額内で届出管理に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2016年2月3日付で『適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定』（国家外貨管理局公告2016年第1号、以下『1号公告』という）を公布しました。適格国外機関投資家による国内証券投資枠の取得手続について、その資産規模、管理証券資産規模に基づき算出される基礎限度額以下の申請を届出管理に変更したほか、投資元本の対外送金が禁止される資金固定期間を3カ月間に短縮する等の規制緩和を図っています。

□ 資産規模に基づき基礎限度額を算出

適格国外機関投資家（QFII）とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）の批准を受けて中国の国内証券市場に投資する国外の機関投資家を指します（『適格国外機関投資家による国内証券投資管理弁法』中国証券監督管理委員会・中国人民銀行・国家外貨管理局令第36号）。外国人による国内証券投資は通常、上海・深圳証券取引所における外貨建てB株に限定されています¹が、QFIIは証券取引所に上場されている株式・債券、インターバンク市場で取引されている固定収益商品、株価指数先物等のCSRCが認める人民元金融商品に投資することができます。

CSRCから投資資格を取得したQFIIは、実際に国内証券投資を行う前に国家外貨管理局から投資枠を取得しなければなりません。『1号公告』は、これまで批准管理であった投資枠の取得手続を簡素化するものです。

『1号公告』によると、各QFIIにはその資産規模、管理証券資産規模に基づく基礎限度額が設定されます。その上で、基礎限度額以下の投資枠申請については届出管理に簡素化され、基礎限度額を超える投資枠を申請する場合のみが批准管理の対象となります（第5条）。

¹上海と香港の株式相互取引制度が2014年11月に始まっており、香港で証券口座を有する投資家は直接、上海証券取引所の人民元建てA株を一定の範囲内で購入できるようになっています。

基礎限度額は、下限 2000 万ドル、上限 50 億ドルの範囲において、以下のいずれかの計算式により算出されます（第 6 条）。レート計算には、国家外貨管理局が発表している対米ドル換算レート（申請日前月分）が使用されます。

- QFII とその所属集団の資産（あるいは管理資産）が主に国外にある場合：1 億ドル + 直近 3 年の平均資産規模 × 0.2% - 取得済の人民元国外適格機関投資家限度額（米ドル換算）
- QFII とその所属集団の資産（あるいは管理資産）が主に国内にある場合：50 億人民元相当額 + 前年度の資産規模 × 80% - 取得済の人民元国外適格機関投資家限度額（米ドル換算）

ただし、中央銀行・通貨当局やソブリンファンド等は資産規模比率の制限なしに、投資の必要に基づいて限度額を取得できるとしています。

『1 号公告』はこのほか、投資元本の払込期限の撤廃や投資元本の対外払戻が禁止される固定期間（ロックアップ期間）の短縮といった規制緩和を行っています（図表参照）。

【図表】従来規定と『1 号公告』の内容比較

	従来規定	『1 号公告』
投資枠の取得手続	批准管理	基礎限度額内であれば届出管理、基礎限度額を超える場合は批准管理
投資枠の管理方法	残高管理	残高管理
投資枠の下限・上限	下限 2000 万ドル、 上限 10 億ドル*	基礎限度額の下限 2000 万ドル、 基礎限度額の上限 50 億ドル*
投資元本の払込期限	6 カ月以内	なし
投資元本の固定期間	投資元本入金日から 1 年間 (中央銀行や保険ファンド、オープン エンド型ファンド等は 3 カ月間)	投資元本の入金額が 2000 万ドル に達した日から 3 カ月間
対外払戻の月額上限	前年度の国内総資産の 20%	前年度の国内総資産の 20%

※中央銀行・通貨当局やソブリン・ウェルス・ファンド等の機関投資家には従来、上限規制が適用されていませんでしたが、『1 号公告』はこれらの機関投資家も基礎限度額上限 50 億ドルの適用対象としています。

(関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

*

2016 年 1 月 27 日時点で、QFII 資格を取得した機関投資家の数は 279、国家外貨管理局が批准した投資限度額は計 807.95 億ドルに上っています。今回の『1 号公告』の公布には、株価が低迷し、元安圧力が強まる中、投資資金の流入拡大を図る狙いがありそうです。

『1 号公告』は、公布の日より施行されています。その詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 11 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

国家外貨管理局 公告 2016 年第 1 号

『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき、国家外貨管理局は『適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定』(付属文書を参照)を制定した。ここに公布し、公布の日より施行する。

付属文書：適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定

国家外貨管理局
2016 年 2 月 3 日

付属文書

適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定

第 1 章 総則

- 第1条** 適格国外機関投資家（以下「適格投資家」という）による国内証券投資外貨管理を規範化するため、『中華人民共和国外貨管理条例』（国务院令第 532 号、以下『外貨管理条例』という）、『適格国外機関投資家による国内証券投資管理弁法』（中国证券监督管理委员会、中国人民銀行、国家外貨管理局第 36 号令）および関連規定に基づき、本規定を制定する。
- 第2条** 本規定がいう適格投資家とは、中国证券监督管理委员会（以下「証監会」という）の許可を取得し、国内証券市場に投資する国外機関投資家を指す。
- 第3条** 適格投資家は、国内保管者（以下「保管者」という）に委託して本規定の要求する関連手続を代理取扱させなければならない。
- 第4条** 国家外貨管理局およびその分局、外貨管理部は、法に基づき適格投資家による国内証券投資の投資限度額（以下「投資限度額」という）、外貨口座、資金受取・支払および為替等に対して監督、管理および検査を実施する。

第 2 章 投資限度額管理

- 第5条** 国は、適格投資家の国内証券投資に対して限度額管理を実施する。国家外貨管理局は、適格投

資家 1 機関ごとの投資限度額に対して届出、審査・批准管理を実施する。

適格投資家は、証监会による資格許可を取得した後、届出の形式を通じて、その資産規模もしくは管理する証券資産規模（以下「資産規模」という）の一定比率（以下「基礎限度額」という）を超えない投資限度額を取得することができる。基礎限度額を超える投資限度額の申請は、必ず国家外貨管理局の批准を経なければならない。

国外ソブリンファンド、中央銀行および通貨当局等の機構の投資限度額は、資産規模比率制限を受けず、それが国内証券市場に投資する需要に基づき相応の投資限度額を取得することができる。

第6条 適格投資家の基礎限度額の基準は以下のとおり。

- (1) 適格投資家もしくはその所属集団の資産（もしくは管理する資産）が主に中国国外にある場合、計算公式は「1 億米ドル+直近 3 年の平均資産規模×0.2%—すでに取得した人民元適格国外機関投資家の限度額（米ドルに換算して計算する、以下「RQFII 限度額」という）」とする。
- (2) 適格投資家もしくはその所属集団の資産（もしくは管理する資産）が主に中国国内にある場合、計算公式は「50 億人民元相当額+前年度の資産規模×80%—すでに取得した RQFII 限度額（米ドルに換算して計算する）」。
- (3) 50 億米ドルを超えないこと（国外ソブリンファンド、中央銀行および通貨当局等の機構を含む）。
- (4) 2000 万米ドルを下回らないこと。

以上の為替レート換算は、申請の日の前月に国家外貨管理局が公布した各種通貨対米ドル換算レート表を参照して計算する。

国家外貨管理局は、国際収支、資本市場の発展および開放等の要素を総合的に考慮して、上述の基準に対して調整を行うことができる。

第7条 適格投資家による基礎限度額内の投資限度額の届出申請は、保管者に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 投資限度額届出申請の状況説明、ならびに『適格国外機関投資家登記表』（添付 1 を参照）。
- (2) 監査を経た適格投資家の直近 3 年/前年度の賃借対照表（もしくは管理する証券資産規模の監査報告等）。

(3) 証監会の資格許可証明文書のコピー。

保管者は、真剣に職責を履行し、厳格に適格投資家の資産規模、すでに取得した RQFII 限度額等の証明資料を審査し、適格投資家もしくはその所属集団資産の国内外分布状況に基づき、基準により正確にその基礎限度額および届出予定の投資限度額を確認した後、毎月 10 日までに、適格投資家の投資限度額届出申請を集中して国家外貨管理局に報告して届出しなければならない（届出表は添付 2 を参照）。国家外貨管理局は、確認後、届出情報を保管者にフィードバックする。

第8条 適格投資家による基礎限度額を超える投資限度額の申請は、保管者を通じて国家外貨管理局に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 保管者および適格投資家の書面申請。限度額増加の理由および現有投資限度額の使用状況を詳細に説明すること。
- (2) 監査を経た適格投資家の直近 3 年/前年度の貸借対照表（もしくは管理する証券資産規模の監査報告等）。
- (3) 国家外貨管理局が要求するその他の資料。

国家外貨管理局は、定期的に政府ウェブサイト（www.safe.gov.cn）で適格投資家の投資限度額状況を開示する。

第9条 本規定発布前にすでに投資限度額を取得した適格投資家が、投資限度額の増加を申請する場合、以下の手順により手続を行う。

- (1) すでに取得した投資限度額が基礎限度額を超えていない場合：すでに取得した投資限度額に増加を申請する投資限度額を加えた合計がなお基礎限度額を超えないとき、本規定第 7 条の要求により届出手続を行う。すでに取得した投資限度額に増加を申請する投資限度額を加えて基礎限度額を超えるとき、本規定第 8 条の要求により国家外貨管理局に報告して批准されなければならない。
- (2) すでに取得した投資限度額が基礎限度額を超える場合、本規定第 8 条の要求により国家外貨管理局に報告して批准されなければならない。

第10条 国家外貨管理局は、適格投資家の投資限度額に対して残高管理を実施する。すなわち、適格投資家の累計純入金資金は届出および批准を経た投資限度額を超えてはならない。

適格投資家の入金資金が非米ドル通貨であるとき、資金入金当月に国家外貨管理局が公布した

各種通貨対米ドル換算レート表を参照し、適格投資家の入金資金のドル相当投資限度額を計算しなければならない。

第11条 適格投資家の投資元本の固定期間は3カ月とする。

元本の固定期間は、適格投資家による投資元本累計入金が2000万米ドル相当に達した日から計算する。

上述の元本固定期間とは、適格投資家による投資元本の国外送金を禁止する期間を指す。

第12条 適格投資家は、いかなる形式でも投資限度額をその他の機構および個人に転売、譲渡して使用させてはならない。

適格投資家の投資限度額が届出もしくは批准の日から1年内に有効使用されなかった場合、国家外貨管理局は未使用の投資限度額の全部もしくは一部を回収する権限を有する。

第3章 口座管理

第13条 適格投資家は、国家外貨管理局の投資限度額届出情報もしくは批准文書、ならびに資本項目情報システムの関連コントロール情報表の照会内容により、保管者のところで自己保有資金、顧客資金もしくはオープンエンド型ファンドのために相応の外貨口座を開設しなければならない。

すでに外貨口座を開設した適格投資家は、中国人民銀行による国外機構国内人民元決済口座管理に関する関連規定に基づき、保管者もしくはその他の商業銀行で外貨口座と対応する人民元専用預金口座（以下「人民元口座」という、人民元口座の開設および使用に関連する詳細は添付3『適格国外機関投資家国内口座管理オペレーションガイドライン』を参照）を開設しなければならない。

第14条 適格投資家の外貨口座の収入範囲は、適格投資家が国外から入金する元本および関連税金・費用（税金、保管費、監査費、管理費等）の支払に必要な資金、利息収入、人民元口座から外貨購入して振り替える資金、および国家外貨管理局の認可を経たその他の収入とする。支払範囲は、元転して適格投資家の人民元口座に振り替える資金、国内証券売却所得・現金配当・利息等の資金、および国家外貨管理局の認可を経たその他の支出とする。

批准を経ずに、適格投資家口座内の資金は国内証券投資以外のその他の目的に用いてはならな

い。

第15条 適格投資家に以下のいずれかの状況がある場合、1カ月以内に資産を現金化してその外貨口座を閉鎖しなければならず、その相応する投資限度額は同時に無効とする。

- (1) 証監会がすでにその資格許可を取り消した場合、
- (2) 国家外貨管理局が法に基づき適格投資家の投資限度額を取り消した場合、
- (3) 国家外貨管理局が規定するその他の状況。

第4章 為替管理

第16条 適格投資家は、投資計画等に基づき、実際の投資前30営業日以内に保管者に通知して直接、投資に必要な外貨資金を元転して、その人民元口座に振り替えることができる。

第17条 適格投資家は、投資元本の固定期間満了後、時期、回数を分けて関連投資元本および収益を対外送金することができる。適格投資家の毎月の累計純対外送金資金（元本および収益）は、その前年末の国内総資産の20%を超えてはならない。

オープンエンド型ファンドは、購入申込みもしくは買戻しの相殺純額に基づき、保管者を通じて日ごとに関連する資金の入金もしくは対外送金を行うことができる。毎月の累計純送金資金は、その前年末のファンドの国内総資産の20%を超えてはならない。

適格投資家が非オープンエンド型ファンドですすでに実現した収益を対外送金する必要がある場合、保管者は適格投資家の書面申請もしくは指図、中国登録会計士が発行した投資収益専門監査報告、納税もしくは税務届出証明（もしある場合）等により、適格投資家のため関連資金の対外送金手続を取り扱うことができる。

第18条 国家外貨管理局は、わが国の経済金融情勢、外貨市場の需給関係および国際収支状況に基づき、適格投資家の対外送金時期、金額および対外送金期限に対して調整を行うことができる。

第5章 統計と監督管理

第19条 適格投資家は、初めて投資限度額を取得した後の10営業日以内に、保管者を通じて、保管者所在地の外貨管理局に特殊機構コードを申請して、主体情報登記を行わなければならない。その他のクロスボーダーもしくは外貨収支業務によりすでに特殊機構コードを取得している場合、重複申請する必要はない。

保管者は、遅滞なく国家外貨管理局に適格投資家の関連商品情報を届出しなければならない（届出表は添付 4 を参照）。国家外貨管理局は、資本項目情報システムを通じて適格投資家のために商品情報登記を行う。

第20条 適格投資家に以下のいずれか状況がある場合、保管者は 5 営業日以内に国家外貨管理局に申請して変更登記手続を行わなければならない。

- (1) 適格投資家の名称、保管者等の重要情報に変更が発生した場合、
- (2) 商品情報に変更が発生した場合、
- (3) 国家外貨管理局が規定するその他の状況。

適格投資家が保管者を変更する場合、新保管者がそのための変更登記手続取扱に責任を負う。

適格投資家もしくはその主要株主、実際の支配者がその他の監督管理部門（国外を含む）の重大な処罰を受け、適格投資家の投資運用に重大な影響をもたらす、または関連業務資格が一時停止された、もしくは取り消された場合、保管者は遅滞なく国家外貨管理局に報告しなければならない。

第21条 保管者は、『国家外貨管理局による適格投資家データ送付方式の調整に関する通達』（匯発[2015]45号）の要求に基づき、適格投資家関連の監督管理および統計データを送付しなければならない。

第22条 適格投資家に以下のいずれかの行為があった場合、国家外貨管理局は『外貨管理条例』等の関連規定に基づき処罰を与え、合わせてその投資限度額を削減、さらには取り消すことができる。

- (1) 投資限度額を譲渡もしくは転売した場合、
- (2) 規定により国家外貨管理局もしくは保管者に国内証券投資関連情報および資料を提供しなかった、または虚偽の情報および資料を提供した場合、
- (3) 国家外貨管理局が届出および批准した投資限度額を超えた、または規定により資金の入金・対外送金、元転もしくは外貨転・対外支払を行わなかった場合、
- (4) 外貨管理規定に違反するその他の行為があった場合。

第23条 保管者に以下のいずれかの行為があった場合、国家外貨管理局は『外貨管理条例』等の関連規定に基づき処罰を与える。情状が深刻な場合、その関連業務受理を停止させることができる。

- (1) 規定の基準により適格投資家の資産および分布状況、基礎限度額を審査しなかった、または届出限度額を虚偽報告した、または虚偽の申請資料を提出した場合、
- (2) 国家外貨管理局が届出および批准した投資限度額を超えて適格投資家のために元本入金を取り扱った場合、
- (3) 規定により適格投資家のために元本および収益の対外送金手続を取り扱わなかった場合、
- (4) 規定により適格投資家のために関連口座を開設もしくは閉鎖しなかった、または規定の口座収支範囲により適格投資家のために資金の振替および為替手続を取り扱わなかった場合、
- (5) 規定により国家外貨管理局に関連情報、資料もしくは状況報告を送付しなかった場合、
- (6) 規定により国際収支統計申告を行わなかった場合、
- (7) 外貨管理規定に違反するその他の行為があった場合。

第6章 附則

第24条 本規定に基づき国家外貨管理局に送付する資料は、中国語文書でなければならない。同時に外国語文および中国語訳文を有する場合、中国語文書を基準とする。

第25条 本規定は、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。

第26条 本規定は、発布の日から実施する。『適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定』（国家外貨管理局公告 2009 年第 1 号、国家外貨管理局公告 2012 年第 2 号に基づき改定）および『国家外貨管理局総合司による「適格国外機関投資家限度額管理オペレーションガイドライン」の発布に関する通達』（匯総発[2015]88 号）は同時に廃止する。その他の外貨管理関連規定が本規定と一致しない場合、本規定を基準とする。

添付 3

『適格国外機関投資家の国内口座管理ガイドライン』

1、適格投資家は、中国人民銀行による国外機構人民元銀行決済口座管理に関する関連規定に基づき、機構自身の名義で人民元基本預金口座（以下「基本預金口座」という）を開設しなければならない。

基本預金口座には、その国内証券投資の関連資金を預け入れてはならない。

2、すでに基本預金口座を開設した適格投資家は、外貨登記証憑により、人民元専用預金口座（以下「専用預金口座」という）を開設しなければならない。

3、専用預金口座は、適格投資家による国内証券市場投資の専用預金口座（以下「専用預金口座<証券

取引>」という)、および適格投資家による国内株価指数先物投資の専用預金口座(以下「専用預金口座<先物取引>」という)等に分ける。

専用預金口座<証券取引>は、適格投資家の国内保管者(以下「保管者」という)のところで開設しなければならない。当該口座の収入範囲は、適格投資家の外貨口座から元転して振り替える資金、専用預金口座<先物取引>から戻し入れる資金、証券売却所得代金、現金配当、利息収入ならびに中国人民銀行および国家外貨管理局の認可を経たその他収入とする。支払範囲は、所定の証券類等の商品買入で支払う代金(印紙税、手数料等を含む)、専用預金口座<先物取引>に振り替える資金、税金・保管費・監査費および管理費等の関連税金・費用の支払、外貨購入して外貨口座に振り替える資金ならびに中国人民銀行および国家外貨管理局の認可を経たその他の支出とする。

専用預金口座<先物取引>は、先物保証金預託銀行のところで開設する。当該口座の収入範囲は、専用預金口座<証券取引>から振り替える資金、利息収入、株価指数先物取引への従事に関連する収入および国家外貨管理局の認可を経たその他収入とする。支払範囲は、専用預金口座<先物取引>に戻し入れる資金、株価指数先物取引の展開に関連する資金支出、関連税金・費用支出および国家外貨管理局の認可を経たその他の支出とする。

適格投資家の専用預金口座<証券取引>は、専用預金口座<先物取引>と一対一で対応していなければならない。

適格投資家の保管者がすでに先物保証金預託銀行である場合、その専用預金口座<証券取引>を先物保証金口座として指定することができ、このとき新たに専用預金口座<先物取引>を開設する必要はない。

- 4、適格投資家が外貨投資限度額により開設した外貨口座を有する場合、その顧客資金のため開設する複数の専用預金口座<証券取引>はその顧客資金の外貨口座と対応関係が存在していなければならない。
- 5、保管者は、真剣に適格投資家の現有口座の開設、名義変更業務を行い、着実に限度額モニタリング、情報送付等の各種職責を履行しなければならない。

(中国語原文)

国家外汇管理局 公告 2016 年第 1 号

根据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定，国家外汇管理局制定了《合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定》（见附件）。现予公布，自公布之日起施行。

附件：合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定

国家外汇管理局
2016 年 2 月 3 日

附件

合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定

第一章 总则

第一条 为规范合格境外机构投资者（以下简称合格投资者）境内证券投资外汇管理，根据《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第 532 号，以下简称《外汇管理条例》）、《合格境外机构投资者境内证券投资管理暂行办法》（中国证券监督管理委员会、中国人民银行、国家外汇管理局第 36 号令）及相关规定，制定本规定。

第二条 本规定所称的合格投资者是指取得中国证券监督管理委员会（以下简称证监会）许可，投资境内证券市场的境外机构投资人。

第三条 合格投资者应当委托境内托管人（以下简称托管人）代为办理本规定所要求的相关手续。

第四条 国家外汇管理局及其分局、外汇管理部依法对合格投资者境内证券投资的投资额度（以下简称投资额度）、外汇账户、资金收付及汇兑等实施监督、管理和检查。

第二章 投资额度管理

第五条 国家对合格投资者的境内证券投资实行额度管理。国家外汇管理局对单家合格投资者投资额度实行备案和审批管理。

合格投资者在取得证监会资格许可后，可通过备案的形式，获取不超过其资产规模或管理的

证券资产规模（以下简称资产规模）一定比例（以下简称基础额度）的投资额度；超过基础额度的投资额度申请，须经国家外汇管理局批准。

境外主权基金、央行及货币当局等机构的投资额度不受资产规模比例限制，可根据其投资境内证券市场的需要获取相应的投资额度。

第六条 合格投资者基础额度标准如下：

- （一）合格投资者或其所属集团的资产（或管理的资产）主要在中国境外的，计算公式为： $1 \text{ 亿美元} + \text{近三年平均资产规模} \times 0.2\% - \text{已获取的人民币合格境外机构投资者额度}$ （折合美元计算，以下简称 RQFII 额度）；
- （二）合格投资者或其所属集团的资产（或管理的资产）主要在中国境内的，计算公式为： $\text{等值 50 亿元人民币} + \text{上年度资产规模} \times 80\% - \text{已获取的 RQFII 额度}$ （折合美元计算）；
- （三）不超过 50 亿美元（含境外主权基金、央行及货币当局等机构）；
- （四）不低于 2000 万美元。

以上汇率折算参照申请之日上月国家外汇管理局公布的各种货币对美元折算率表计算。

国家外汇管理局可综合考虑国际收支、资本市场发展及开放等因素，对上述标准进行调整。

第七条 合格投资者申请基础额度内的投资额度备案，应向托管人提交以下材料：

- （一）申请投资额度备案的情况说明，并填写《合格境外机构投资者登记表》（见附 1）
- （二）经审计的合格投资者近三年/上年度资产负债表（或管理的证券资产规模的审计报告等）；
- （三）证监会资格许可证明文件复印件。

托管人应认真履行职责，严格审核合格投资者资产规模、已获取的 RQFII 额度等证明性材料，并根据合格投资者或其所属集团资产境内外分布情况，按标准准确核实其基础额度及拟备案的投资额度后，于每月 10 日内，将合格投资者投资额度备案申请集中报国家外汇管理局备案（备案表见附 2）。国家外汇管理局确认后，将备案信息反馈给托管人。

第八条 合格投资者超过基础额度的投资额度申请，应通过托管人向国家外汇管理局提交以下材料：

- （一）托管人及合格投资者书面申请，详细说明增加额度的理由以及现有投资额度使用情况；

- (二) 经审计的合格投资者近三年/上年度资产负债表（或管理的证券资产规模的审计报告等）；
- (三) 国家外汇管理局要求的其他材料。

国家外汇管理局将定期在政府网站（www.safe.gov.cn）公告合格投资者投资额度情况。

第九条 本规定发布前已取得投资额度的合格投资者，若申请增加投资额度，按以下程序办理：

- (一) 已取得的投资额度未超过基础额度的：若已取得的投资额度加上申请增加的投资额度之和仍未超过基础额度，按本规定第七条要求办理备案手续；若已取得的投资额度加上申请增加的投资额度超过基础额度，按本规定第八条要求报国家外汇管理局批准；
- (二) 已取得的投资额度超过基础额度的，按本规定第八条要求报国家外汇管理局批准。

第十条 国家外汇管理局对合格投资者投资额度实行余额管理，即：合格投资者累计净汇入资金不得超过经备案及批准的投资额度。

合格投资者汇入资金为非美元货币时，应参照汇入资金当月国家外汇管理局公布的各种货币对美元折算率表，计算合格投资者汇入资金的等值美元投资额度。

第十一条 合格投资者的投资本金锁定期为 3 个月。本金锁定期自合格投资者累计汇入投资本金达到等值 2000 万美元之日起计算。

上述所称本金锁定期是指禁止合格投资者将投资本金汇出境外的期限。

第十二条 合格投资者不得以任何形式转卖、转让投资额度给其他机构和个人使用。

合格投资者投资额度自备案或批准之日起 1 年未能有效使用的，国家外汇管理局有权收回全部或部分未使用的投资额度。

第三章 账户管理

第十三条 合格投资者应凭国家外汇管理局投资额度备案信息或批准文件，并查询资本项目信息系统相关控制信息表的内容，在托管人处为其自有资金、客户资金或开放式基金开立相应的外汇账户。

已开立外汇账户的合格投资者，应按照中国人民银行关于境外机构境内人民币结算账户管理

的有关规定，在托管人或其他商业银行开立与外汇账户相对应的人民币专用存款账户（以下简称人民币账户，有关人民币账户开立和使用详见附 3《合格境外机构投资者境内账户管理操作指引》）。

第十四条 合格投资者外汇账户的收入范围是：合格投资者从境外汇入的本金及支付有关税费（税款、托管费、审计费、管理费等）所需资金，利息收入，从人民币账户购汇划入的资金，以及经国家外汇管理局核准的其他收入。支出范围是：结汇划入合格投资者人民币账户的资金，出售境内证券所得、现金股利、利息等资金，以及经国家外汇管理局核准的其他支出。

未经批准，合格投资者账户内的资金不得用于境内证券投资以外的其他目的。

第十五条 合格投资者有下列情形之一的，应在 1 个月内变现资产并关闭其外汇账户，其相应的投资额度同时作废：

- （一）证监会已撤销其资格许可；
- （二）国家外汇管理局依法取消合格投资者投资额度；
- （三）国家外汇管理局规定的其他情形。

第四章 汇兑管理

第十六条 合格投资者可根据投资计划等，在实际投资前 30 个工作日内通知托管人直接将投资所需外汇资金结汇并划入其人民币账户。

第十七条 合格投资者可在投资本金锁定期满后，分期、分批汇出相关投资本金和收益。合格投资者每月累计净汇出资金（本金及收益）不得超过其上年底境内总资产的 20%。

开放式基金可根据申购或赎回的轧差净额，由托管人为其按日办理相关资金的汇入或汇出，每月累计净汇出资金不得超过上年底基金境内总资产的 20%。

合格投资者如需汇出非开放式基金已实现的收益，托管人可凭合格投资者书面申请或指令、中国注册会计师出具的投资收益专项审计报告、完税或税务备案证明（若有）等，为合格投资者办理相关资金汇出手续。

第十八条 国家外汇管理局可以根据我国经济金融形势、外汇市场供求关系和国际收支状况，对合格投资者资金汇出时间、金额及汇出资金的期限予以调整。

第五章 统计与监督管理

第十九条 合格投资者应在首次获得投资额度后 10 个工作日内，通过托管人，向托管人所在地外汇局申请特殊机构赋码并办理主体信息登记。因办理其他跨境或外汇收支业务已经获得特殊机构赋码的，无需重复申请。

托管人应及时向国家外汇管理局备案合格投资者有关产品信息（备案表见附 4）。国家外汇管理局将通过资本项目信息系统为合格投资者办理产品信息登记。

第二十条 合格投资者有下列情形之一的，托管人应在 5 个工作日内向国家外汇管理局申请办理变更登记：

- （一）合格投资者名称、托管人等重要信息发生变更的；
- （二）产品信息发生变更的；
- （三）国家外汇管理局规定的其他情形。

合格投资者变更托管人的，由新托管人负责为其办理变更登记手续。

合格投资者或其主要股东、实际控制人受到其他监管部门（含境外）重大处罚，会对合格投资者投资运作造成重大影响或相关业务资格被暂停或取消的，托管人应及时向国家外汇管理局报告。

第二十一条 托管人应按照《国家外汇管理局关于调整合格机构投资者数据报送方式的通知》（汇发〔2015〕45 号）的要求，报送合格投资者相关的监管和统计数据。

第二十二条 合格投资者有下列行为之一的，国家外汇管理局依据《外汇管理条例》等相关规定予以处罚，并可调减其投资额度直至取消：

- （一）转让或转卖投资额度的；
- （二）未按规定向国家外汇管理局或托管人提供境内证券投资相关信息和材料，或提供虚假信息 and 材料的；
- （三）超出国家外汇管理局备案及批准的投资额度、或未按规定办理资金汇出入、结汇或购付汇的；
- （四）有其他违反外汇管理规定的行为。

第二十三条 托管人有下列行为之一的，国家外汇管理局依据《外汇管理条例》等相关规定予以处罚。情

节严重的，可停止其受理相关业务：

- (一) 未按规定标准审核合格投资者资产及分布情况、基础额度，或虚报备案额度，或提供虚假申请材料的；
- (二) 超过国家外汇管理局备案及批准的投资额度为合格投资者办理本金汇入的；
- (三) 未按规定为合格投资者办理本金和收益汇出手续的；
- (四) 未按规定为合格投资者开立或关闭相关账户，或未按规定的账户收支范围为合格投资者办理资金划转和汇兑手续的；
- (五) 未按规定向国家外汇管理局报送有关信息、材料或情况报告的；
- (六) 未按规定进行国际收支统计申报的；
- (七) 有其他违反外汇管理规定的行为。

第六章 附则

第二十四条 根据本规定向国家外汇管理局报送的材料应为中文文本。同时具有外文和中文译文的，以中文文本为准。

第二十五条 本规定由国家外汇管理局负责解释。

第二十六条 本规定自发布之日起实施。《合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定》（国家外汇管理局公告 2009 第 1 号，根据国家外汇管理局公告 2012 第 2 号修订）和《国家外汇管理局综合司关于发布〈合格境外机构投资者额度管理操作指引〉的通知》（汇综发〔2015〕88 号）同时废止。其它相关外汇管理规定与本规定不一致的，以本规定为准。

附 3

合格境外机构投资者境内账户管理操作指引

一、合格投资者应按中国人民银行关于境外机构人民币银行结算账户管理的有关规定，以机构自身名义开立人民币基本存款账户（以下简称基本存款账户）。

基本存款账户不得存放其在境内证券投资的相关资金。

二、已开立基本存款账户的合格投资者，应凭外汇登记凭证，开立人民币专用存款账户（以下简称专用存款账户）。

三、专用存款账户分为合格投资者投资境内证券市场的专用存款账户（以下简称专用存款账户〈证券交

易>），以及投资境内股指期货的专用存款账户（以下简称专用存款账户<期货交易>）等。

专用存款账户<证券交易>应在合格投资者境内托管人（以下简称托管人）处开立。该账户收入范围是：从合格投资者外汇账户结汇划入的资金、从专用存款账户<期货交易>划回的资金、出售证券所得价款、现金股利、利息收入及经中国人民银行和国家外汇管理局核准的其他收入；支出范围是：买入规定的证券类产品支付的价款（含印花税、手续费等）、划往专用存款账户<期货交易>的资金，支付税款、托管费、审计费和管理费等相关税费，购汇划入外汇账户的资金以及经中国人民银行和国家外汇管理局核准的其他支出。

专用存款账户<期货交易>应在期货保证金存管银行处开立。该账户收入范围是：从专用存款账户<证券交易>划入的资金、利息收入、从事股指期货交易有关收入以及经国家外汇管理局核准的其他收入；支出范围是：划回专用存款账户<证券交易>资金、开展股指期货交易有关资金支出、相关税费支出以及经国家外汇管理局核准的其他支出。

合格投资者专用存款账户<期货交易>应与专用存款账户<证券交易>一一对应。

若合格投资者托管人已经是期货保证金存管银行，也可指定其专用存款账户<证券交易>为期货保证金账户，此时无须再开立专用存款账户<期货交易>。

四、合格投资者因外汇投资额度开立有外汇账户的，其为客户资金开立的多个专用存款账户<证券交易>应与其客户资金外汇账户存在对应关系。

五、托管人应认真做好对合格投资者现有账户的开立、更名工作，切实履行额度监控、信息报送等各项职责。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。